

第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務審査基準表

1 目的

この基準は、第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る公募型プロポーザルにおける提案者（以下「参加者」という。）のうちから、八街市にとって最も有益な者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 審査方法及び選定

参加者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、限度額内の見積価格で提案した者のうち、別表の「第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づき、第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、得点が最も高い参加者を受注候補者として選定する。（「(3) 最低基準点」に定める最低基準点未満の者を除く）

(1) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は書類審査とし、参加者が提出した提案書等を基に、選定委員会が別表の審査基準表に基づき審査を行い、得点の高い者から順に第2次審査に進出する5者を選出する。なお、参加者が5者以内の場合は、第1次審査は実施せず、すべての参加者を第1次審査通過者として扱う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。プレゼンテーションにおける参加者の持ち時間は**30分以内**とし、ヒアリングとして**15分以内**の時間を設けるものとする。

選定委員会は、参加者のプレゼンテーション及びヒアリングについて、別表の審査基準表に基づき審査を行う。なお、第1次審査の審査結果は第2次審査に持ち越さないものとする。

(3) 最低基準点

1者あたりの総得点の満点（第1次審査・第2次審査共通 100点）の6割以上を最低基準点とする。

(4) 参加者が1者又はいない場合

参加者が1者のみの場合、審査の結果において得点が最低基準点以上

であるときは、当該参加者を受注候補者として選定する。

なお、最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合は、再度公募を実施するものとする。

(5) 最高得点者が複数となった場合

最高得点者が複数となった場合には、見積価格が最も低い者の提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、くじ引きにより受注候補者を決定するものとする。

(6) 各段階の評価

審査項目（見積金額を除く）の配点は5段階評価とし、各段階の配点は以下のとおりとする。

段階	提案の評価	配点	
		5点満点の項目	10点満点の項目
A	非常に優れた提案	5点	10点
B	優れた提案	4点	8点
C	標準的な提案	3点	6点
D	やや低い提案	2点	4点
E	低い水準の提案	1点	2点

別表 第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務審査基準表

評価項目	評価基準	配点
提案全体の方針（様式 4-1）	提案全体が、本業務の目的に基づいた方針により構成されているか。	5
ニーズ調査及び量の見込み（様式 4-2）		
(1) 調査票（インターネット調査票を含む）の設計	調査対象者が回答するにあたり、見やすさやわかりやすさ等が工夫されたデザイン・設計等が提案されているか。	10
(2) 回収率向上のための方策	調査票の回収率を向上させるための有効な手法が提案されているか。	10
(3) 量の見込みの算出方法	ニーズ調査結果の分析及び実績や今後の動向等の分析により、本市の特性・課題等を踏まえた算出方法が提案されているか。	10
計画の策定支援（様式 4-3）		
(1) 子ども・子育て支援施策全般の課題分析	第3期計画の策定に向け、本市の特性や国の動向等を的確にとらえた課題分析がされているか。	10
(2) 施策体系のイメージ	各種計画の統合を踏まえた施策体系案が提案されているか	10
(3) 策定に向けた支援の内容	策定に向けた有効な支援内容が具体的に提案されているか。	10
全体スケジュール（様式 4-4）	業務実施にあたっての事務フローや作業計画等は、妥当なものであるか。また、受注者や発注者それぞれの役割分担が明確になっているか。	10
企業の基本的事項（様式 5-1）	過去の同種・類似の業務実績から、適切に業務を遂行する能力が見込まれるか。	10
作業体制（様式 5-2）	業務に対する組織体制・人員配置は適正であるか。また、業務の担当予定者が、当該業務関する十分な実務経験を有しているか。	10
子どもの意見反映に係る措置（様式 6）	今後、こども計画を策定する場合において、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの意見を聴取し、整理・分析し、活用するための有効な手法が提案されているか。	5
（合 計）		